第１の項目について

小中学校の養護教諭については、国の定数を活用し、小学校851名以上、中学校801名以上の児童・生徒が在籍する学校に複数配置しているところ。

このほか、心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、令和２年度概算要求において、新しい学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けて、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、3,920人の定数改善が計上され、その中において養護教諭の定数改善も盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られますよう求めていく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

なお、教職員の産休・育休者に対しては、関係法令に基づき代替者を措置しているところであり、病休休暇等の代替者については、各学校の実情等を勘案の上、必要に応じて措置しているところ。

第２の項目について

教職員の産休・育休者に対しては、関係法令に基づき代替者を措置しているところであり、病休休暇等の代替者については、各学校の実情等を勘案の上、必要に応じて措置しているところ。

高齢者部分休業の代替については、制度として代替措置を講ずることは困難であるが、育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置していく。

養護教諭に対する職務軽減については、平成20年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

また、平成31年１月から、基本的に、その代替者について、措置することとしたところ。

なお、長期休業中の措置につきましては、基本的には困難であるが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ、対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

第３①の項目について

ご要望の趣旨については、児童生徒の健康状況や学校の実情に応じ、特定の教職員の負担にならないよう、教職員相互の共通理解のもと、適切に対処することが望ましいと考えている。

第３②の項目について

日常的医療ケアを必要とする重度障がいを有する生徒に対しては、平成10年度から「府立高等学校修学旅行看護師付添い措置」を実施し、看護師の付き添いを保障しているところであり、学校からの申請に基づき、予算の確保に努めているところ。

また、医療的ケアが必要な生徒の有無に関わらず、各学校の実情に応じて、修学旅行時における生徒の健康安全上の対策として、看護師の付き添い措置を講じていただいているところ。

第３③の項目について

修学旅行等の引率は、一般の出張と異なる点はあると認識はしているが、旅費制度については、財政再建プログラム（案）に基づく府庁改革の一環で見直したものであり、要求にお応えすることは困難。

第４の項目について

市町村立学校については、市町村教育委員会人事担当者会議等において、府立学校の取組状況等を情報提供するとともに、ご要望の趣旨をお伝えしていきたい。

なお、府立学校については、校長・准校長等に対し、府立学校安全衛生管理者研修会等において、ご要望の趣旨を指導してきたところ。

今後も、引き続き周知に努めたい。

第５の項目について

府立学校につきましては、校長・准校長等に対し、府立学校安全衛生管理者研修会等において、法令に基づく衛生管理者等の選任について周知するとともに、ご要望の趣旨について指導しているところ。

今後も、引き続き、法令に基づく衛生管理者等の選任を周知するとともに、ご要望の趣旨についての指導の徹底を図っていきたい。

なお、市町村立学校については、市町村教育委員会人事担当者会議等において、府立学校の取組状況等を情報提供するとともに、ご要望の趣旨をお伝えしていきたい。

第６の項目について

教育職員免許法の改正に伴う「養護教諭の保健授業担任」に関する事項の運用については、関係課と協議の上、養護教諭の負担にならないよう校内協力体制に留意しつつ、養護教諭の専門性が生かされ、児童生徒にとってよりよい健康教育の充実が図れるよう引き続き努めていく。

第７の項目について

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

評価者の「評価」に対する理解を深め、評価・育成能力の向上を図るため、評価者研修を実施しており、この中で、養護教職員の演習事例を作成するなど、実践的な事例研修に向けた取り組みを行っている。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議を踏まえ、平成19年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきたい。

第８①の項目について

健康診断は、「学校保健安全法」、「学校保健安全法施行規則」、「学校保健安全法施行令」及び「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取扱いについて」に基づき実施するとともに、「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参考とするなど、適切に行うよう市町村教育委員会学校保健主管課長会などの機会を捉え、周知している。

第８②の項目について

学校保健安全法施行規則の一部改正等にあたり、府教育庁としては、平成27年度に、府立学校の学校保健関係者及び市町村教育委員会に対し日本学校保健会主催の「児童生徒等の健康診断普及啓発講習会」の内容等について、伝達を行い、各学校において適切に実施されるよう指導・助言した。

　また、平成28年度には、文部科学省による「児童生徒等の健康診断の実施状況調査」の結果及び四肢の検査の具体的な進め方などを示した「四肢の検査のポイント」についても周知し、検査の適正な実施についてお願いした。

　 府教育庁としても、平成28年度及び平成29年度に行われた「四肢の状態」検査について、各学校の取組み状況、課題や対応事例等の情報を集約し、市町村の保健担当者の説明会及び大阪府学校保健会養護教諭部会幹事会において、好事例の取組みについて情報提供を行い、検査の円滑な実施に向けて、市町村へ指導・助言した。

なお、平成30年２月、府立学校及び市町村教育委員会のスムーズな検査の実施に向けた取組みを支援し、適切な事後措置につなげるため、同検査に係るマニュアルを作成し、各学校において活用いただいているところ。

第９の項目について

色覚検査については、平成14年の学校保健法施行規則の改正により健康診断の必須項目から削除され、本人及び保護者から申し出があったときは、個別に対応することとなっている。

また、平成26年４月30日付け26文科ス第96号「学校保健安全法施行規則の一部改正等について」においては、「特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること」としている。

また、学校において色覚に特性のある児童生徒への対応が引き続き適切に実施されるよう、平成31年４月に通知及び事務連絡を行ったところ。

児童生徒に対する色覚の個別検査においては、学校医と連携し、十分に相談の上、適切な対応ができる体制を整えるよう、市町村教育委員会に対し、指導・助言していく。

第10の項目について

食物アレルギー疾患を有する子どもへの対応については、平成29年２月に策定した、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」を踏まえ、６月に実施した学校保健等担当指導主事等連絡会、学校給食・食に関する指導主管課長会議において、あらためて周知を図ったところ。

学校における食物アレルギーは、校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、府教育庁では、７月11日に学校の管理職を対象とする「管理職学校給食衛生管理・食育研究協議会」において、学校給食における食物アレルギー対応の研修を実施するとともに、８月９日には、教職員を対象とした学校安全研究協議会においてアレルギー対応の周知を行ったところ。

今後とも学校における食物アレルギー対応ガイドラインを踏まえ、事故防止に向けた取組みが、一部の教職員のみでなく、学校全体で推進されるよう、市町村教育委員会に対し、指導や助言を行っていく。

また、アレルギー疾患を有する子どもたちの対応については、平成27年３月９日付け教委保第2566号「アレルギー疾患対応資料の配付について（通知）」にて、通知・配付している「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」等を活用するよう案内している。

第11の項目について

国（厚生労働省）においては、フッ化物応用法について、有効性や安全性について研究を行い、フッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を作成した。

同ガイドラインには、フッ化物洗口を学校などの集団で実施する場合は、「学校歯科医の指導のもと、安全性等を確保して実施すること」など、安全に実施するための方法や留意事項が示されている。

府教育庁においては、文部科学省からの「フッ化物洗口ガイドライン」の通知を踏まえ、府立学校、市町村教育委員会に対し、学校において実施する場合にはガイドラインを参考にするよう周知したところ。

　　フッ化物洗口等を実施する場合には「ガイドライン」等を参考に、学校歯科医の管理と指導のもと教職員や保護者等がその必要性を理解し、同意が得られるようにするなどしっかりと手順を踏んで実施するよう、市町村教育委員会に対して指導・助言していく。

第12の項目について

児童生徒等の健康診断については、学校保健安全法に基づき実施しているところ。新たな検診項目等の導入にあたっては、安全・衛生面や必要性について十分な検討を行い、関係者への説明等も行った上で実施するよう、また、必須項目ではないため、児童生徒等や保護者の事前の同意をとったうえで実施するよう、市町村教育委員会学校保健主管課長会などの機会を捉えて指導してまいりたいと考えている。

第13の項目について

承知のとおり、予防接種につきましては、個別接種が原則となっている。しかしながら、個別接種では実施しがたい場合は、実施主体である市町村の判断により集団接種が可能となっていることをご理解いただきたい。

第14①②の項目について

学校保健安全法第11条において、市町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならないと示されている。

平成29年度に公益財団法人日本学校保健会において改定された「就学時の健康診断マニュアル」においても、市町村教育委員会が就学事務の一環として実施するものとされており、市町村教育委員会において適切かつ円滑に健康診断が行われるよう指導・助言していく。

第14③の項目について

就学時の健康診断については、受診義務はないこと、就学時の健康診断結果をもとに振り分けをおこなわないこと、保護者の意向を尊重すること、精密検査の受診についても強制はしないことを示すなど、適切に実施されるよう、引き続き市町村教育委員会を指導・助言していく。